



Kenzo Tsujimoto
辻本憲三
株式会社カプコン
代表取締役会長 最高経営責任者(CEO)

対談

Masanao Iechika
家近正直
弁護士
株式会社カプコン 監査役

創造性と適法性・効率性・社会性

バランスのとれたコーポレート・ガバナンスを目指す

日本企業のコーポレート・ガバナンスのあり方が問われるなか、カプコンは経営に対するチェック機能をどのように確保・強化していくのか。そこで監査役に求められる使命は何か― 弁護士で当社監査役の家近正直氏と、代表取締役会長の辻本憲三が議論を交わしました。

カプコンの目指すガバナンスと監査役役割

辻本 本日はよろしくお願いします。家近さんは、2002年から5年間当社の社外取締役に就任されていたため、法令上は「社外監査役」の要件を満たしていないのですが、実質的には「社外監査役」の見地で監査していただいております。本日は外部からの視点で、カプコンのコーポレート・ガバナンスについてお話できればと思います。

家近 よろしく申し上げます。昨年、大手企業で起きた幾つかの不祥事をきっかけに、日本企業のガバナンスが盛んに議論されるようになりました。先頃の東京証券取引所の規則改正^{*1}や、有価証券報告書の記載要領改訂^{*2}などを見ると「社外役員の独立性をいかに確保するか」が特に焦点になっています。カプコンの場合は社外監査役のほか、10年以上前にいち早く社外取締役を採用していますが、そうした「社外の目線」の重要性について、まずお考えを伺えますか？

辻本 企業活動の目的は、継続的に利益を上げ成長していくことだと思いますが、そのためには他社にない、創造的なチャレンジが必要です。特に当社は、独創的なゲームコンテンツと独自のビジネスモデルで成長してきたクリエイティブな企業理念をもつ企業だけになおさらです。ただ、チャレンジだけが先走ると、自らの行動を社会的な視点からチェックすることを忘れてしまう場合があります。他社に真似できない独創的なプロジェ



クトには積極的に挑んで欲しいのですが、それが社会に反するものでは困ります。そうした社会性も十分に確保できるよう、早期から社外役員制を導入し、各分野で最高レベルの「良識」

をもった方々に、適切なジャッジメントをお願いしているわけです。

家近 コーポレート・ガバナンスとは、企業が目的を達成していくための統治のあり方ですから、経営の適法性だけでなく、その効率性を高めることも当然その基本要素であり、企業の成長を阻害するものではありません。

ただ、企業統治では「効率性」と「適法性」、さらに企業としての「社会的責任」のバランスを上手くとっていくことが重要ですが、収益の最大化を目指す企業内部のメンバーだけでコントロールしていくのは、なかなか難しい面があります。そこで調整役として、社外役員の必要性が高まっているのだと認識しています。

社本 おっしゃる通り、そのバランスは非常に重要ですね。

利益を追求するあまり反社会的行為に走ることは当然許されませんが、一方で、常識にとられすぎて競争力の源泉である創造性を失っても困ります。このバランスをとるには、各部門で上手く機能していない部分を早期に発見し、問題点を徹底的にクリアにして、改善を続けていくしかないと考えています。

財務面の内部統制については、全社的な情報システムで経営数値を「見える化」し、トップマネジメントが常に全世界・全部門の数字をチェックして問題点の早期発見につなげています。さらに、2011年には業務監査役員制度を導入し、各業務の内容にまで踏み込んだチェック体制も整えました。

それでも一般論として言えば、経営トップ自身が法令遵守を怠る可能性もある訳ですから、社外役員の皆さんには、進んで問題点を指摘していただきたいです。それが会社の着実な利益につながると考えています。

家近 会計面での厳しいチェックに加え、独自の制度として業務監査役員の設置によってゲーム業界に精通した社内の役員による監査も開始し、バランスという意味ではかなり体制が整ってきたと思います。その全体を統括する我々監査役の役目もますます重要になったと自覚しています。

監査機能の強化には全部門の意識改革が必要

家近 日本の監査役制度は、この数十年間「経営から独立した監視役」という方向で役割が強化されてきました。確かに仕組みとしては整ってきたのですが、この制度が本当に目指す機能を発揮するには、実際の運用面での人材をより充実させることと、制度運用の重要性を企業全体でしっかり認識することが必要だと考えています。

社本 それは当社の監査制度についても言えることでしょうね。

家近 前述のとおり、カプコンの場合、監査制度や組織体制の面は非常に整備されており、実際の運用面でもかなりの実効性を上げていると思います。さらに望むなら、現在の人員では全部門をすべて監査することは難しいので、各部門からのサポートの強化をお願いしたいです。つまり「監査を徹底することが、会社のために大切なのだ」という認識を全グループ・全部門にもってもらうことです。

社本 その意識改革は私も重要だと思っています。創業の頃と違い、現在は企業規模も大きくなり、当社に期待をかけてくれる多くの株主の皆様がいます。その利益を守ることを全社員が本気で意識しなければなり

ません。そこで重要なのは、計画通りにプロジェクトが進行しなかった際に担当者が正直に報告し、組織としてそれを正しく認識して改善につなげていける企業風土の醸成です。

失敗を隠せば、その企業はいずれ駄目になります。経営陣はもちろん、経理部や財務部、総務部など現場の責任者にも株主の利益を考えて行動するよう注意を促しています。

家近 そういう企業風土があれば、それぞれの社員が問題点に気がついたときに適切な報告がなされ、問題点を組織的に把握することで経営陣も適切な措置がとれるでしょう。我々監査役も機能を発揮しやすくなります。

不正の事前防止と海外監査の強化が重要課題に

社本 監査役として、家近さんが今重視されていることは何でしょうか。

家近 監査役の基本的な使命は、経営における不正の発見ですが、実際には不正に至らないようにするための事前防止機能がそれ以上に重要だと思っています。近年、法律の分野では「予防法務」といって、将来紛争が生じないよう事前に適切な措置をとることが重視されていますが、それと同じく「予防監査」ということです。実際にはとても難しいのですが、監査役として、あるいはより広く社外の立場からも今後この「事前防止」がますます重要になると考えています。

社本 不正の芽を事前に摘むことの重要性については、私も同感です。株主をはじめステークホルダーの皆様の期待に応えるためにも、領収書1枚1枚までチェックするくらいに厳しい姿勢で、不正予防に努めたいと思います。細かなことを放っておくと、将来大きな問題へ発展する可能性もありますからね。

家近 今後ということでもう1つ重要なのは、海外の監査です。ビジネスの地域拡大に伴い、海外子会社などの監査も更なる強化が求められるでしょう。特にカプコンはアジア地域への展開を積極化していますから、監査機能の一層のグローバル化が必要になってきます。

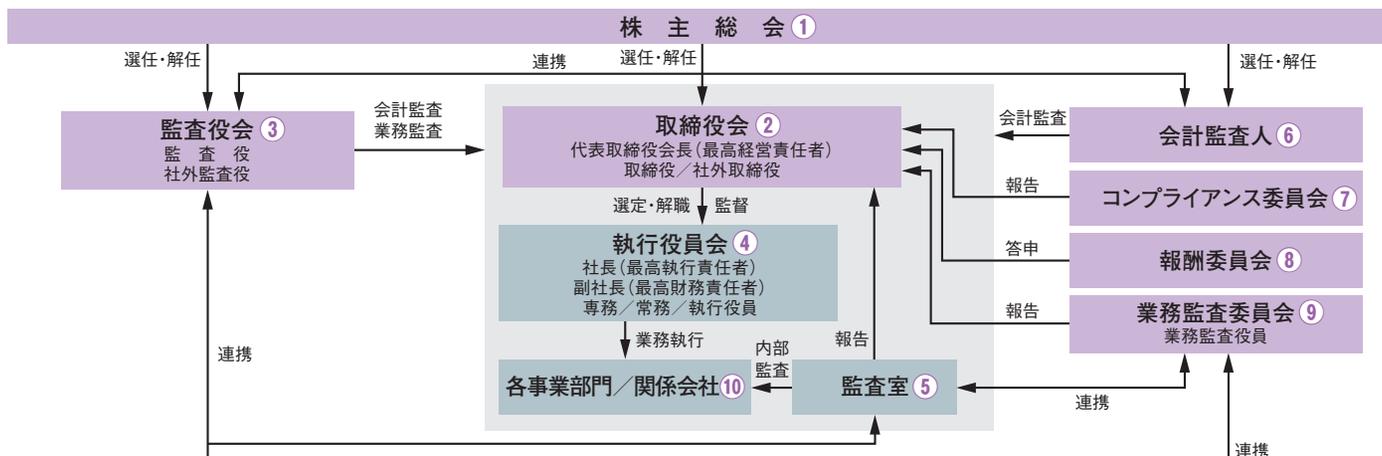
社本 先述の経営情報システムによって、従来から海外子会社についても厳しいチェックは行ってきました。ただ、これまでは米国・欧州の子会社を中心でしたから、監査の仕組みも作り易かった。おっしゃるようにアジアの新興国では、文化や商習慣の違いがより大きく、法規制の改正なども頻繁ですから、社内だけでなく、社外のプロにも厳しい監査をしていただく必要があると思っています。現在、監査法人にも現地でも特別チームを組んでいただいているのですが、監査役の皆様にもより幅広く目を光らせていただきたい。家近さんをお願いすることもさらに増えると思いますが、どうかこれからもよろしく願いいたします。

※1 東京証券取引所は2012年5月、「独立役員」に関する情報開示の拡充等を含む上場規程の改正を実施した。
 ※2 2012年3月、有価証券報告書等の記載事項において「独立役員」に関する開示を強化する内閣府令が公布・施行された。



コーポレート・ガバナンスの体制と取り組み

国内外の企業で不祥事が多発する中、株主や投資家は内部統制を実質的かつ有効に機能させることを重要な課題として求めています。ここでは、当社が「実効性」と「見える化」をキーワードに、これまで取り組んできたガバナンスの体制と仕組み作りについて、外部評価機関の分析結果を踏まえてご説明します。(評価箇所にはイエローマーカーを引いています)



ガバナンス体制

透明性・健全性を高め、環境の変化に対応

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の1つであると認識しています。このため、経営の透明性、健全性を高めるとともに、環境の変化に対応できる体制の構築に努め、株主、顧客および従業員などステークホルダーの皆様の満足度向上に注力しています。また、経営システム改革の一環として、執行役員制を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を担う執行役員の役割を明確に分離することにより、円滑かつ機動的な事業展開を可能にし、経営効率を高めています。加えて、社外取締役(3名)および社外監査役(2名)により取締役会の監督機能を一層高め、信頼性の向上や公正性の確保に努めています。

① 株主総会

集中日回避と議決権行使を促進

当社の最高意思決定機関として、重要事項を決定するとともに、連結計算書類等の監査結果を報告しています。

株主総会の開催にあたっては、集中日より10日前後早い日に開催することで、多くの株主が出席できるよう努めています。また、議決権の行使については、パソコンやスマートフォン等を使用することでインターネットからの行使が可能です。加えて、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにも参加しています。

当期の株主総会では、「剰余金の処分の件」や「監査役4名選任の件」など、上程した6議案はいずれも承認可決されています。

詳細はP50「株主総会の決議事項」参照

② 取締役会

社外の意見も取り入れながら経営判断

取締役会は、11名の取締役で構成し、毎月1回、定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。11名の取締役のうち3名を社外取締役とし、これら社外取締役からの意見、アドバイス、チェックなどにより取締役会の透明性・信頼性を向上させ、かつ活性化させながら、経営監視機能の強化を図っています。当期は、取締役会を16回開催し、決議事項や報告事項に関して活発に議論を交わしました。さらに、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置し、取締役の報酬決定に関する公平性・妥当性を確保しています。また、社外取締役2名を、意思決定などにおいて一般株主との間に利益相反が生じる恐れのない独立役員に選任しました。

当社は、海外の子会社を含めた経営状況を的確に把握できる経営データベースを構築しており、取締役が経営状態を正しく把握できるよう努めております。

社外取締役についてはP49「社外取締役・社外監査役」参照

役員報酬(2011年度)

	人数	報酬等の額
取締役(うち社外取締役)	11名(3名)	573百万円(32百万円)
監査役(うち社外監査役)	5名(3名)	42百万円(16百万円)

※ 上記には、当事業年度に係る取締役賞与127百万円が含まれています。

③ 監査役会

会計監査人・内部監査部門と連携して経営を監視

当社は監査役制度を採用し、2名の社外監査役を含む4名で監査役会を構成しています。監査役会では監査方針を策定し、監査結果につ

いて協議するとともに、監査指摘事項を代表取締役に出し、会計監査人との意見交換・情報交換を適宜実施しています。

当社が、委員会等設置会社制度ではなく、監査役制度を採用した理由は、すでに執行役員制度を導入していることに加え、社外取締役3名の選任や報酬委員会の設置により、監督と業務執行を明確に分離するという委員会等設置会社の理念を一部導入した経営を実践しているためです。

なお、監査機能の有効性、効率性を高めるため、業務監査委員会、監査室および監査役は相互に連携するとともに、意見や情報を随時交換しています。

🔍 社外監査役についてはP49「社外取締役・社外監査役」参照

④ 執行役員会

経営方針に基づき、業務を執行

執行役員会は、取締役会において選定された執行役員15名によって構成しています。執行役員は、取締役会の監督のもと、取締役会において決定した経営方針に基づき、迅速かつ適正に業務を執行するとともに、急速な経営環境の変化に機動的かつ適切に対応しています。

⑤ 監査室

遵法性や効率性を担保・検証

当社では内部監査機関として、業務執行部門から独立した監査室を設置しています。監査室は、業務の遵法性や効率性を担保・検証するため、監査役とも連携しながら、全部門を対象に内部監査を実施しています。その監査結果に基づき被監査部門に対して改善事項を勧告するなど、各事業部門において内部統制が有効に機能するよう努めています。

⑥ 会計監査人

会計の透明性を担保・検証

当社は、会社法に基づく会計監査および金融商品取引法に基づく会計監査のために、有限責任あずさ監査法人と契約しています。なお、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

監査報酬(2011年度)

	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	55百万円	—
連結子会社	2百万円	—
計	57百万円	—

監査法人	公認会計士の氏名等	
あらた監査法人	指定社員 業務執行社員	高濱 滋
		萩森 正彦

※ 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名 公認会計士新試験合格者およびシステム監査担当者13名

※ 2012年6月15日をもって、当社の会計監査人でありましたあらた監査法人が、任期満了となりましたので、新たに会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任しました。

⑦ コンプライアンス委員会

経営課題としてコンプライアンスに注力

当社では、企業を取り巻く様々なリスクに対応するため、弁護士資格を有する社外取締役をコンプライアンス委員長に選任し、同委員会を3ヵ月に1回定期開催しています。コンプライアンス委員会では、各部署の業務の実施状況を6ヵ月ごとに調査する「コンプライアンス定期チェック」の結果報告と内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」への通報内容が報告されています。また、これらの内容は、コンプライアンス委員会を通じて取締役会に報告するとともに、必要に応じて関係者に対する注意喚起・勧告・助言なども実施しています。

⑧ 報酬委員会

取締役の報酬内容を答申

報酬委員会では、株主総会で決議された取締役の報酬額をもとに、取締役会から諮問された各取締役の報酬に関して、公平性と透明性を確保するため、社外取締役を委員長とする報酬委員が、各人の役位、職責、在任期間、常勤、非常勤等を勘案するとともに、当社の業績や個人の実績を考慮したうえで、相当と判断される金額を答申します。

⑨ 業務監査委員会

リスクマネジメントの見地から業務を監査

業務監査委員会は監査役および監査室の監査とは別の視点から、主にリスクマネジメントの見地立って各事業部門およびグループ会社の業務執行状況を定常的なモニタリングや業務監査役員独自の調査などにより情報収集、分析を行い取締役会に報告しています。取締役会は業務監査委員会から提供された報告に基づき、適法性、妥当性、効率性の観点から当社グループに内在する事業リスクや非効率な事業を的確に把握し、危機の未然防止や業務改革に努めています。また、不測の事態が発生した場合において、適切な経営判断の一助に資するため、その因果関係を迅速に調査・分析して取締役会へ報告することにより、会社の損失の最小化を図っています。

⑩ 関係会社

グループの緊密な連携でガバナンスを確保

毎月1回開催の子会社取締役会や「子会社管理規程」などに基づく、親・子会社間の緊密な意思疎通や連携により、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図っています。

コーポレート・ガバナンスの体制と取り組み

社外取締役・社外監査役

社外の視点でガバナンスの実効性を確保

社外取締役はコーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう、コンプライアンス委員会および報酬委員会の中核メンバーとなっているほか、適法性の確保や違法行為、不正の未然防止に注力するとともに、**取締役会においても積極的な意見交換や助言を行うなど、経営監視機能の強化に努めています。**

社外監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、客観的で公正な意見陳述などにより取締役の業務執行の適法性、妥当性を厳正に監視しています。

また、社外取締役および社外監査役の職務が円滑に遂行できるように、秘書室(7名)および監査室(4名)のメンバーが補助業務を行っております。

■ 取締役会・監査役会への出席状況(2011年度)

	氏名	取締役・監査役会への出席状況
社外取締役	保田 博	2011年度に開催した全ての取締役会に出席
	松尾 眞	2011年度に開催した全ての取締役会に出席
	守永 孝之	2011年度に開催した取締役会16回のうち15回(93.8%)に出席
社外監査役	滝藤 浩二	2011年度に開催した全ての取締役会に出席、また全ての監査役会に出席
	三木 茂	2011年12月1日の就任後に開催した取締役会5回のうち、全てに出席、また監査役会5回のうち、全てに出席
	山口 省二	2011年11月30日に辞任するまでに開催された取締役会は全てに欠席、また監査役会9回のうち、2回(22.2%)に出席

社外取締役の選任理由(2012年6月現在)

保田博: 人格、識見、要職の歴任などを総合的に勘案して選任しております。また、同氏は現在導入している買収防衛策の独立委員会において、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役の一員として独立委員に選任されていることに加え、取引所が定める独立性の判断基準の項目に該当するものではありません。したがって、意思決定などについて一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。

松尾眞: 法令遵守を図るため、法律の専門家の的確な指導や助言によりコーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、適任者を選任しております。

守永孝之: 他社での経営手腕、実務経験、実績、経済界における人脈などを総合的に勘案して選任しております。また、同氏は現在導入している買収防衛策の独立委員会において、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役の一員として独立委員に選任されていることに加え、取引所が定める独立性の判断基準の項目に該当するものではありません。したがって、意思決定などについて一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断しております。

社外監査役の選任理由(2012年6月現在)

岩崎吉彦: 税務行政の実務経験などが当社にとって有用と判断したため、選任しております。

松崎彬彦: 長年警察行政に携わった豊富な経験と知識をコーポレート・ガバナンスの一層の充実等に活かしていただくため、選任しております。

社外取締役より

松尾 眞 取締役

内部統制や法令遵守に対する監督機能を果たします

近年、国内外の企業で不祥事が多発し、投資家から企業の内部統制の強化が求められています。また、会社法および金融商品取引法において、財務報告の正確性、法令遵守や経営効率を要諦とする「内部統制システムの基本方針」の策定ならびに財務報告に関する「内部統制報告書」の提出が義務づけられています。加えて、海外でも積極的な事業を展開する当社は、事業の拡大に歩調を合わせて、グループ会社全体の「数字による経営の見える化」で経営の透明性を確保し、グローバルなリスク管理や情報管理体制の整備など常に最適なガバナンスの仕組みを構築することが重要な課題であると認識しています。

私は弁護士としてこれまで培った経験や知識を活かして、客観的かつ公正な意見陳述によって内部統制や法令遵守機能を高めるなど業務執行に対する監督機能の強化に努めるとともに、不測の事態が発生した場合でも円滑かつ適正に対応できるよう、コンプライアンス体制やリスクマネジメントの拡充を推進してまいります。



監査役より

平尾 一氏 監査役(常勤)

多様化する事業展開に合わせて職務執行を厳しい目で監査します

我々監査役は、2名の社外監査役を含む4名で監査を行っています。日常の監査業務は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担などに従って行っています。このために取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、監査の環境の整備に努めています。また、前期より新たに設置された業務監査委員会との連携により、意見や情報を随時交換し、業務監査の強化を図るとともに、取締役の職務執行が法令および定款に適合するための体制や、会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を監視・検証しています。

さらに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査しています。

今後は、グローバルな事業展開を加速する当社において、海外子会社の取締役等との意思疎通や情報交換を強化し、外部の視点を取り入れ厳しい目で監査に努めてまいります。



外部評価

ガバナンスの「見える化」を推進

当社のコーポレート・ガバナンスの充実度および実効性に関して、第三者機関からの評価をもとに分析すると、当社は株式会社日本経済新聞デジタルメディアが開発した企業統治度を定量的に評価する「NEEDS-Cges」にて、全上場企業中58位にランクしています。

「NEEDS-Cges」は、有価証券報告書などの公表資料から得られるデータから約130指標を算出し、「資本効率」「情報開示」「株主・資本構成」など8つのカテゴリーを10点満点で得点化し定量的にコーポレート・ガバナンスを評価するシステムとして、定評があります。

当社の総合得点は8.54点であり、全上場企業3,412社の上位

1.7%に位置しています。上場企業平均5.44点や同業他社平均7.34点と比較しても大きく点数は上回っています。

カテゴリー別では8項目の中で、「資本効率」「株主・資本構成」「株主還元」「情報開示」の4項目が最高の10点でトップを獲得しています。

主な評価の要因としては、それぞれ下図に記載している項目となりますが、具体的にはイエローマーカーの各施策が評価されたものと認識しています。

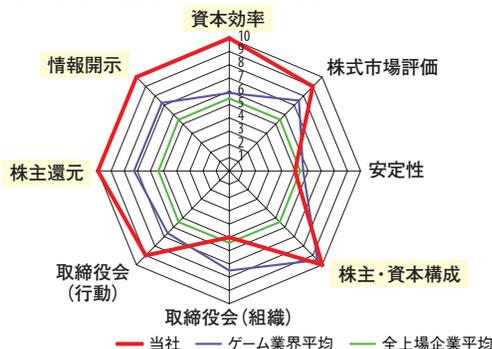
今後は、このような外部データを参考にして更なる評価を得られるよう改善を重ねるとともに、当該データの詳細をホームページで掲載するなど、ガバナンスの外部からの「見える化」を一層推し進めてまいります。

■ コーポレート・ガバナンスに対する外部評価

当社評価の結果

順位	企業名	総合点
58	カブコン	8.54
基本項目		評点
	資本効率	10
	株式市場評価	9
	安定性	5
	株主・資本構成	10
	取締役会(組織)	5
	取締役会(行動)	9
	株主還元	10
	情報開示	10

業界平均及び全上場企業平均との比較



高評価項目の詳細

評価の高い基本項目	得点	評価されている点
資本効率	10	ROA関連数値 ROE関連数値 CF関連数値
株主・資本構成	10	機関投資家持株比率 外国人持株比率 持合比率
株主還元	10	株主還元比率 一株配当金増加実績
情報開示	10	会計方針の変更 株主総会集中度 ウェブサイト関連

*出典：株式会社日本経済新聞デジタルメディア「NEEDS-Cges」

株主総会の決議事項

2011年度株主総会の決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果は以下のとおりです。

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案 剰余金の処分の件	418,406	156	282	98.18	可決
第2号議案 監査役4名選任の件					
平尾 一氏	413,502	5,060	282	97.03	可決
家近 正直	413,436	5,126	282	97.01	可決
岩崎 吉彦	418,322	240	282	98.16	可決
松崎 彬彦	418,313	249	282	98.16	可決
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	418,348	214	282	98.17	可決
第4号議案 会計監査人選任の件	417,951	611	282	98.07	可決
第5号議案 監査役の報酬額改定の件	387,144	31,418	282	90.84	可決
第6号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する 対応策(買収防衛策)継続の件	251,104	167,458	282	58.92	可決

注)1. 各決議事項の可決要件は次のとおりです。

- (1) 第1号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案および第6号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- (2) 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
- (3) 「賛成割合」は以下にて算出しています。

$$\text{賛成割合} = \frac{\text{前日までの事前行使分+当日出席の一部の株主の議決権の賛成個数}}{\text{前日までの事前行使分+当日出席の株主の議決権の数}}$$

2. 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

コーポレート・ガバナンスの体制と取り組み

内部統制システムの状況

内部統制システムを整備し、リスク管理を強化

当社は、取締役の善管注意義務の1つとして、グループ会社全体の業務を適正かつ効率的に遂行するため、会社法および会社法施行規則に基づく内部統制システム体制の整備を以下のとおり進めています。

1. 取締役の職務の執行が法令等に適合するための体制の整備

社外取締役(3名)のアドバイスや勧告などにより、取締役会の監督機能を高め、一層の活性化を図るとともに、コンプライアンス委員会の定期的なチェック等を通じて、違法行為の未然防止や適法性の確保に努め、経営監視機能を強化することで企業価値を高めています。

2. 財務報告に係る内部統制

金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」の充実を図り、財務報告の信頼性を確保するため、当社内部統制規程に基づき、必要な体制の整備および運用を行っています。当期末時点の連結財務報告に係る内部統制については、有効であると判断し、その評価結果を内部統制報告書として関東財務局長に提出するとともに、EDINETおよび当社ホームページにて開示しています。

3. 業務の適正を確保するための体制の整備

(1) 情報の保存および管理体制の整備

取締役会議事録など取締役の職務遂行に係る文書や情報の管理については、「文書管理規程」等によって保存および管理を行っています。

(2) リスク管理体制の整備

危機の未然防止や不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るため、「危機管理規程」などにより組織横断的なリスク管理体制の整備を進めています。

(3) 効率的な業務執行

当社は、執行役員制を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離することにより、円滑かつ機動的な事業展開を図り、経営効率を高めています。

(4) 法令遵守体制の整備

法令遵守するための行動規範となる「株式会社カプコンの行動規準」を制定するとともに、社内教育やモニタリングなどにより法令違反の未然防止に努めています。

(5) 業務監査体制の整備

監査役は監査方針に基づき取締役の職務執行の監査を行い、必要に応じて監査指摘事項の提出や是正勧告、助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めています。このため、監査役の職務が円滑かつ適正に遂行できるように事実上1名の専従スタッフが補助業務の任に

当たっているほか、当該使用人の異動については、監査役の同意を得ています。

4. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。

また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

コンプライアンス強化の取り組み

コンプライアンス体制充実と実効性向上に注力

当社では、P48に記載の通り、社外取締役をコンプライアンス委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的に取り締り会へ報告するとともに、海外子会社におけるローカルコンプライアンス委員会からの報告に基づき、必要に応じて注意喚起・勧告・助言などを実施しています。また、内部監査部を事務局として設置し、社内コンプライアンス実践体制の企画・運営、関係法令等の違反を未然に防ぐための相談・通報窓口部署として機能させるなど、カプコングループ全体においてコンプライアンスの実効性が向上するように取り組んでおります。

さらに、コンプライアンス体制の充実に向けて「株式会社カプコンの行動規準」を制定し、企業倫理を社内に浸透させることで、違法行為・不正の未然防止と適法性の確保に努めています。

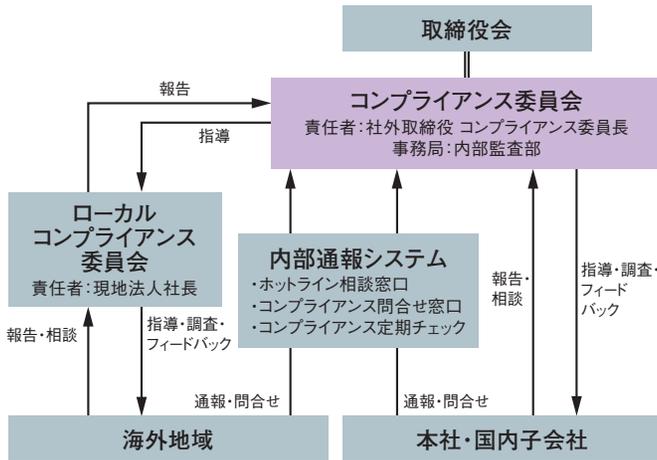
当期は、コンプライアンス委員会を4回開催するとともに、新入社員に向けてコンプライアンス研修を実施しました。また、「e-learningコンプライアンス教育カリキュラム」および「e-learning個人情報保護教育カリキュラム」を全従業員に向けて実施しました。

コンプライアンスは、コーポレート・ガバナンスの根幹であるとともに、企業の社会的責任(CSR)を果たすための基礎でもあります。したがって今後も、これを全役員・従業員に浸透させ、定着させることに努めます。

■ 研修などの実施状況(2011年度)

内容	回数	研修対象
コンプライアンス研修	1回	新入社員
コンプライアンス教育カリキュラム	2回	全従業員
個人情報保護教育カリキュラム	2回	全従業員

■ コンプライアンス体制



コンプライアンス定期チェック

コンプライアンス状況を定期的にチェックしています

当社は、各部署の業務の実施状況を定期的に調査する「コンプライアンス定期チェック」を実施しています。公正な取引や職場の安全衛生、情報資産の管理など30以上の項目を6ヵ月ごとに書面にてチェックするとともに、各部署のコンプライアンス担当者40名以上に個別ヒアリングして実効性を確認しています。

取引先への書面交付手続きや適切な文書管理など「コンプライアンス定期チェック」で寄せられた質問や聴取した意見に関して、関係者に回答するのみならず、必要に応じて全従業員向けにイントラネットで告知・注意喚起しています。

コンプライアンス・ホットライン

コンプライアンスに関するホットラインを設置しています

当社は、コンプライアンス経営を徹底するため、リスクを発見・防止するための自浄機能の一手段として、公益通報者保護法に則り、「企業倫理ホットライン取扱規程」を制定し、「コンプライアンス・ホットライン」を設けております。

これにより、社員からの内部告発に円滑に対処し、違法、不正行為の防止や是正を実現できる環境整備に努めております。

情報セキュリティへの取り組み

情報資産を適切に保護する仕組みを構築

ソフトウェアの企画、開発を主な事業とする当社は、常に最新の情報技術を使用する環境にあり、一般的な事業会社に比べ、より高い情報

セキュリティ上のリスクを負っていると考えています。

そのため、当社では所有する情報資産を故意、過失、事故および災害の脅威から保護し、社会から信頼される企業に相応しい情報セキュリティポリシーを定めています。

加えて、WEBを通じた各社員による自習環境を提供すると同時に、「セキュリティ基本方針」、「システム利用構築方針」、「ディスクロース基本方針」を制定し、情報規程集として社内周知しています。

また、外部からの攻撃の入り口となるインターネットとの接続点については、ファイアーウォールを導入し、社内の個々のシステムにはIDやパスワード、暗号化などの対策を施すことで、内部システムへの不正侵入のリスクを低減しています。加えて、既知のセキュリティホールに対しては都度適切な修正を実施しています。

さらに近年では、情報セキュリティの強化のため、①情報漏洩リスクの特定②情報漏洩に対する早期の対応体制の構築③万一、情報が漏洩した際に被害を最小化する手順の制定、の3点をポイントに情報漏洩対策を進めています。

とりわけ①では外部調査会社の協力のもと、情報管理体制の監査・診断を行い、当社のもつ重点リスクの明確化を目指し、③では情報のログを早期に監査し、問題の原因追究や再発防止に役立てる体制を敷くなど、社内対応力を高めるためのノウハウ導入に注力しています。

さらに、社員全体のセキュリティリテラシー向上のため、社内トレーニングを実施し情報漏洩リスクについての更なる啓蒙・教育を行っています。これらの取り組みにより、情報漏洩の発生を抑止しつつ、事故発生時の初動対応を適正に実行できる体制を充実させています。

BCP(事業継続計画)の取り組み

危機管理体制の強化

当社は、自然災害や事故など緊急事態が発生した場合において、適正な経営機能を確認するため、適切かつ円滑な対応を行うことにより被害、損失や信用失墜を最小限に食い止めることができるように、危機管理体制の強化に努めています。このため緊急事態が発生したときには、危機管理規程に基づき対策本部を設置するとともに、迅速かつ的確な対応を図るため、危機管理マニュアルにおいて行動基準および緊急連絡経路を定めています。

また、東日本大震災を契機に災害など不測の事態が発生した場合において、適切かつ迅速に対応できるよう、防災備品の設置や安否確認システムの導入に加え、新型インフルエンザ用「衛生対策キット」の備蓄など、リスクマネジメントの強化を図り、事業継続が可能な危機管理体制の構築に努めています。

IR活動

IR活動の基本方針

1. ディスクロージャーの基本方針

当社では、株主や投資家の皆様に適時適切な情報開示および説明責任を十分果たすことは上場企業の責務であり、コーポレート・ガバナンスの観点からも不可欠と考えています。

したがって、当社は、①責任あるIR体制の確立、②充実した情報開示の徹底、③適時開示体制の確立、を基本姿勢にIR活動を推進することで、透明性の高い経営を行ってまいります。

2. ディスクロージャーの基準

当社では、金融商品取引法および東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、適時開示規則)等に則り、適時適切なディスクロージャーを行っています。

また、適時開示規則等に該当しない情報につきましても、投資家の皆様のご要望に応えるべく、可能な限り積極的に開示する方針です。

さらに、ホームページでの情報開示などにより、情報公開の即時性、公平性を旨とするともに、株主の皆様には事業報告書を通じて営業成績や事業の概況などをお知らせいたします。

3. 沈黙期間

当社は、四半期決算発表前に決算に関する情報が漏れるのを防ぐため、決算発表日から起算して1ヵ月前までの期間を沈黙期間としています。当該期間は、業績に関する問い合わせへの対応を差し控えています。ただし、当該沈黙期間中に業績予想を大きく乖離する見込みが出てきた場合には、適時開示規則等に沿って、適時適切に情報開示を行ってまいります。

4. 当社IR活動の外部評価

適時適切な情報公開を積極的に推進してきたこれまでの活動が認められ、当社IR活動および各種IRツールを対象として、外部評価機関より様々な表彰を受けています。当期は、「2011年度IR優良企業賞」および「日経アンユアルリポートアワード2011 優秀賞」を受賞するとともに、IRホームページに関しては「Gomez IRサイト総合ランキング」において3年連続1位を獲得しています。

当社は今後も説明責任の重要性を自覚し、投資家の皆様の信頼を得るべく不断の努力を重ね、適時開示体制を実現してまいります。

5. IR活動の体制

代表取締役会長および代表取締役社長、担当役員を中心に、4名の専従スタッフが国内外の株主や投資家の皆様へ積極的なIR活動を行っています。

決算等のIR情報に関するご質問は下記までお問い合わせください。



IR担当者

広報IR室

TEL:06-6920-3623
E-mail:ir@capcom.co.jp

※受付時間:
9:00~12:00
13:00~17:30(土日祝除く)

CSRへの取り組み

ゲームソフトメーカーの社会的責任として 教育支援に取り組んでいます

ゲームは比較的新しい文化であり、学術的研究の歴史も浅いため、一般社会では教育的側面よりも暴力表現などによる悪影響論が根強く喧伝されています。しかしながら、ゲームクリエイターという職種は「将来になりたい職業」として子どもたちに高い人気を誇っており、また近年では携帯ゲーム機を授業に取り入れる学校も見られるようになりました。

当社はゲームソフトメーカーの社会的責任(CSR)として、ゲームに対する社会的理解を促したいとの考えから、小中学校を中心に学生の会社訪問の受け入れや出前授業を積極的に実施しています。ここでは、ゲームソフト会社の仕事内容とそのやりがいや難しさを紹介する「キャリア教育支援」、自分の判断でゲームと上手に付き合えるようになるための「ゲームリテラシー教育支援」を行うプログラムを展開し、教育現場から一定の評価を獲得しています。

当期は、「生きる力」を育むという文部科学省の新学習指導要領に基づき、授業テーマを「キャリア教育支援」に絞った新プログラムの運用を新たに開始するなど、教育関係者からの意見を参考に改善に取り組んでいます。

これらの結果、これまでに企業訪問として177校、1,256名(2012年3月末現在)を受け入れるとともに、出前授業として鹿児島県曾於市立財部北小学校をはじめ累計15校、約1,455名(2012年3月末現在)を対象に開催しました。

次期は、大学の教育学専門家のアドバイスや学校からのフィードバック結果をもとに、NPO法人企業教育研究会と連携し、「お仕事数学図鑑(仮)」を使用した新プログラムの作成を進めるなど、より教育現場のニーズに応じたCSR活動を推進していきます。

教育支援の実績

	2011年度		累計(2005~2011年度)	
	実施校数	参加人数	実施校数	参加人数
出前授業	7校	665名	15校	1,455名
企業訪問	28校	246名	177校	1,256名

出前授業の事例紹介

2011年6月24日
鹿児島・曾於市立財部北小学校

2011年6月24日、鹿児島・曾於市立財部北小学校にて、近隣の小中学校の生徒も招いて出前授業を実施しました。財部北小学校では子どもたちに夢をもたせ、その夢の実現に取り組む児童を育成する「夢育み事業」を推進しており、これまで様々な職業に携わる方を講師として招き、学ぶ授業を積極的に行っています。

今回、当社は58名の児童・生徒を対象に、身近なゲームを通じて、ゲーム会社の仕事内容や就労観を学ぶ「キャリア教育」により重点を置いたプログラムを初めて実施しました。生徒たちはゲーム開発者の仕事内容や職場風景に大変興味を喚起されていました。また、「実際にゲーム会社で働くとしたらどのような能力が必要か」というテーマで発表する場面では、積極的に手を挙げて発言するなど非常に活気あふれる授業となりました。



出前授業の感想紹介

上記の出前授業や企業訪問の受け入れ実施に対し、様々な感想をいただいています。

- ・プログラマーになりたいと思いました。また、そのためには社内のいろいろな意見をまとめる力が必要になることが分かりました。(小学生)
- ・1つのゲームを作るには、大勢の人が協力して初めてできるということが分かりました。(中学生)
- ・子どもたちに対し、日本の代表的な産業に携わるゲームクリエイターの仕事を紹介できたのは有意義でした。(図書館職員)
- ・子どもたちにとって、ゲーム会社の仕事に限らず、『社会で仕事をする』ということを考えるとてもよい機会になりました。また、親の立場からも、ゲームを通してのコミュニケーションについて意識する良いきっかけとなりました。(小学生の保護者)
- ・実際にゲーム会社の方から直にお話を聞くことで、子どもたちにすごく影響を与えた授業になったと思います。(小学校教諭)
- ・生徒も興味深く話を聞いていた様子で、学校生活の中で教師以外の大人(働く人)と触れることは大事であると感じました。(中学校教諭)

学習漫画「テレビゲームのひみつ」を 学校や図書館に無償提供

当社は、株式会社学習研究社(学研)と共同で学習漫画「テレビゲームのひみつ」を発行しました。本書には、ゲームの開発過程やゲームとの適切な付き合い方、クリエイターになるために必要な勉強方法などを盛り込んでいます。

全国24,000校の小学校と2,700ヵ所の公立図書館に無償で提供するとともに、出前授業のための事前学習資料としても配布しています。社団法人日本PTA全国協議会の推薦図書として、教育現場における総合学習などの副教材としても使用されています。

青少年の健全な育成のために、 レーティング制度を遵守

ゲーム業界では、家庭用ゲームソフトで遊ぶ機会の多い青少年の健全な育成のために、性的、暴力的なゲームが、青少年の手に渡らないよう、ゲームの内容や販売方法について自主規制しています。具体的には、全ての家庭用ゲームソフトは発売前に、第三者機関である特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構(CERO)の審査を経たうえで、ゲームソフトの表現内容に応じた対象年齢等をパッケージに表示して、購入する際の情報提供に役立てています。「18歳以上のみ対象」のゲームソフト(Z区分)を18歳未満の方に販売することを自主的に禁止し、区分陳列や身分証提示による年齢確認を販売店の約99%が実施*しています。なお、CEROは公正を期すため、特定の会社や団体などに依存することなく、独立した運営を行っています。

また、現在発売中の最新の家庭用ゲーム機では、レーティングに対応したゲームの使用や購入を保護者が制限できるペアレンタルコントロール機能が搭載されています。このように業界一丸となってレーティング制度の定着と実効性の向上に努めています。

当期において、当社はゲームのレーティング制度についても詳しく解説した学習漫画「テレビゲームのひみつ」をホームページ上で無償配布するとともに、会社訪問や出前授業でも制度内容を説明し、レーティング制度への理解を促しています。

*「CERO年齢別レーティング制度の第4回実態調査結果について」より。



「テレビゲームのひみつ」

レーティングマーク

リスクマネジメント

さまざまなリスク管理を実施し、 業績安定に努める

当社の経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性のあるリスクは下記の通り多岐にわたりますが、業績等への影響を最小化するべく、様々なリスク管理を実施しています。

例えば、「知的財産に関するリスク」には、法務部(特許、商標著作権チームなどで構成)が開発の企画・制作段階において、該当する知的財産の事前調査や申請などを実施し、権利の取得・保全ならびに侵害リスクの回避に努めています。また、定期的に知的財産に関する社内勉強会を開催し、法務知識の啓蒙活動にも注力しています。

また、「海外事業についてのリスク」には、各国の文化・宗教・習慣などに配慮すべく、開発部門とは別に法務部や品質管理部がゲーム内容をチェックするとともに、各国の法律に適應するために、当社法務部門が現地法人のリーガルチームと適宜連携しています。また、海外取引の拡大に伴う税務リスクの増大には、例えば、移転価格にかかるリスクを未然に防止するために、将来年度における海外取引先との取引価格の算定方法について税務当局から事前に合意を得る事前確認(Advance Pricing Agreement, APA)を申請しています。

業績に影響を及ぼすリスク

当社グループの経営成績、財務状況等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1. コンシューマ・オンラインゲーム事業に関するリスク

(1) 開発費の高騰化

近年、家庭用ゲーム機はコンピュータグラフィック技術の取り込みなどにより、高機能化しており開発費が高騰する傾向にあります。したがって、販売計画未達等の一部のソフトにつきましては、開発資金を回収できない可能性があります。

(2) ゲームソフトの陳腐化について

ゲームの主なユーザーは子供や若者が多く、携帯電話やインターネットなど顧客層が重なる業種との競争も激化しており、商品寿命は必ずしも長くはありません。このため、陳腐化が早く、商品在庫の増加や開発資金を回収できない可能性があります。

(3) 人気シリーズへの依存について

当社は多数のゲームソフトを投入しておりますが、一部のタイトルに人気が集まる傾向があります。シリーズ作品は売上の振幅が少なく、業績の安定化には寄与しますものの、これらの人気ソフトに不具合が生じたり市場環境の変化によっては、ユーザー離れが起き

る恐れがあり、今後の事業戦略および当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 暴力シーン等の描写について

当社の人気ゲームソフトの中には、一部暴力シーンやグロテスクな場面など、刺激的な描写が含まれているものがあります。このため、暴力事件などの少年犯罪が起きた場合往々にして、一部のマスコミなどからゲームとの関連性や影響を指摘され誹謗中傷や行政機関に販売を規制される恐れがあります。この結果、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 季節要因による変動

ゲームの需給動向は年間を通じて大きく変動し、年末年始のクリスマスシーズンから正月にかけて最大の需要期を迎えます。したがって、第1四半期が相対的に盛り上がりを欠く傾向にあるなど、四半期ごとに業績が大幅に変動する可能性があります。

(6) 家庭用ゲーム機の普及動向について

当社の家庭用ゲームソフトは、主に株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント、任天堂株式会社および米国のマイクロソフト社の各ゲーム機向けに供給しておりますが、これらの普及動向やゲーム機に不具合が生じた場合、事業戦略や当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 家庭用ゲーム機会社との許諾契約について

当社は、家庭用ゲームソフトを現行の各ゲーム機に供給するマルチプラットフォーム展開を行っております。このため、競合会社でもある株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント、任天堂株式会社および米国のマイクロソフト社からゲームソフトの製造、販売に関する許諾を得ておりますが、契約の変更や新たな契約内容によっては、今後の開発戦略や当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 家庭用ゲーム機の更新について

家庭用ゲーム機は過去、4~6年のサイクルで新型機が出ておりますが、ハードの移行期において、ユーザーは新作ソフトを買い控える傾向があります。このため、端境期は販売の伸び悩みなどにより当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 中古ソフト市場の拡大等

現在中古ソフトは市場の3分の1前後を占めております。また、アジア市場における違法コピー商品の氾濫も深刻化しております。

このため、開発資金の回収も徐々に難しくなっており、同市場の動向によっては、当社グループの業績および財務状況にも悪影響を及ぼす可能性があります。

2. その他の事業に関するリスク

(1) モバイルコンテンツ事業

近年、インターネット市場はスマートフォン(高性能携帯電話)等のモバイル端末の急成長などにより拡大しておりますが、新技術への対応が遅れたときは、ゲーム等のデジタルコンテンツの円滑な供

給ができなくなる場合があります。また、娯楽の分散化や消費ニーズの多様化などにより、コンテンツを配信しているSNSサイトの利用者が減少した場合は、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) アミューズメント施設事業

設置機種の人気の有無、娯楽の多様化、少子化問題、競争の激化や市場環境の変化などにより当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) アミューズメント機器事業

業務用機器は、家庭用ゲーム機との垣根が低くなったことに加え、施設オペレーターの購買力の低下、事業環境の変化や成長の不確実性により当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、遊技機向け関連機器は、少数の取引先のみで販売しており、アミューズメント機器事業に占める売上依存度も事業年度によっては、高くなる場合があります。また、当該取引先は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき、財団法人保安電子通信技術協会の型式試験に合格した機種だけが販売を許可されますが、この動向によっては売上が大きく左右される場合があります。

この結果、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3. 海外事業について

(1) 海外販売国における市場動向、競合会社の存在、政治、経済、法律、文化、宗教、習慣や為替その他の様々なカントリーリスクや人材の確保などにおいて、今後の事業戦略や当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 海外取引の拡大に伴い、税率、関税などの監督当局による法令の解釈、規制などにより損失や費用負担が増大する恐れがあり、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) フィジビリティ・スタディーで予見できない不測の事態が発生した場合には、経費の増加や海外投資を回収できず当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. 財政状態および経営成績に関するリスク

(1) 当社の主要な事業である家庭用ゲームソフトは総じて商品寿命が短いため、陳腐化が早く、棚卸資産の増加を招く恐れがあり、これらの処分により当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当業界は年間を通じて市場環境が変化する場合があるため、四半期ごとに業績が大きく変動する蓋然性があります。また、売上高の減少や経営戦略の変更などにより当初予定していたキャッシュフローを生み出さない場合があり、次期以降の当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5. 開発技術のリスク

家庭用ゲーム機をはじめ、ゲーム機関連の商品は技術革新が速く、日進月歩で進化しており、対応の遅れによっては販売機会の損失など当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

6. 規制に関わるリスク

アミューズメント施設事業は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」およびその関連する法令の規制を受けておりますが、今後の法令の改正や制定によっては事業活動の範囲が狭くなったり、監督官庁の事前審査や検査等が厳しくなることも考えられます。この結果、当社の事業計画が阻害される恐れがあり、当該事業や当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

7. 知的財産権に関するリスク

ゲームソフトや業務用ゲーム機の開発、販売においては、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権が関係しております。したがって、当社が知的財産権の取得ができない場合には、ゲームソフトの開発または販売が困難となる蓋然性があります。また、第三者の所有する知的財産権を当社が侵害するリスクも否定できません。これらにより、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

8. 訴訟等に関するリスク

当社は、これまでに著作権侵害等で提訴した場合や他に訴訟を受けたことがあります。また、今後も事業領域の拡大などにより、製造物責任や労務、知的財産権等に関し、訴訟を受ける蓋然性があります。これにより、訴訟の内容および金額によっては、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

9. 情報漏洩によるリスク

当社の想定を超えた技術による不正アクセスやコンピュータウイルス、その他予測不可能な事象などにより、ハードウェア、ソフトウェアおよびデータベース等に支障をきたす可能性があります。その結果、個人情報やゲーム開発情報など機密情報の漏洩が生じた場合には、損害賠償義務の発生や企業イメージの低下、ゲーム開発の中止等を招く恐れがあり、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

10. 人材の育成と確保

「事業は人なり」と言われるように、会社の将来と発展のためには、有能な従業員の確保が不可欠であります。このため、当社グループは優秀な人材を採用し、育成、確保に努めております。しかしながら、ゲーム業界は相対的に従業員の流動性が高く、優秀な人材が多数退職したり、競合他社等に流出した場合は、事業活動に支障を来す恐れがあります。

この結果、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

役員紹介

社内 取締役



代表取締役会長 最高経営責任者 (CEO)

辻本 憲三

1985年 7月 当社代表取締役社長
2001年 4月 当社最高経営責任者 (CEO) (現任)
2007年 7月 当社代表取締役会長 (現任)

代表取締役社長 最高執行責任者 (COO)

辻本 春弘

1987年 4月 当社入社
1997年 6月 当社取締役
1999年 2月 当社常務取締役
2001年 4月 当社専務取締役
2004年 7月 当社取締役専務執行役員
2006年 4月 当社取締役副社長執行役員
2007年 7月 当社代表取締役社長、社長執行役員 兼
最高執行責任者 (COO) (現任)

取締役副社長執行役員 最高財務責任者 (CFO)

小田 民雄

1969年 4月 株式会社三和銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行
1991年 6月 ユニ・チャーム株式会社常務取締役
1997年 6月 株式会社三和銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行)
中之島支店長
1999年 6月 大東建設株式会社常務取締役
2001年 5月 当社顧問
2001年 6月 当社取締役
2003年 6月 当社常務取締役
2004年 7月 当社取締役専務執行役員、最高財務責任者 (CFO)、
経営戦略・管理・秘書 兼 関係会社管理管掌
2007年 7月 当社取締役コーポレート経営管掌 (現任)
2010年 7月 当社取締役最高財務責任者 (CFO) (現任)
2011年 4月 当社取締役副社長執行役員 (現任)

取締役専務執行役員

阿部 和彦

1987年 4月 株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行
1994年 7月 同行ニューヨーク支店長代理
2000年 11月 株式会社光通信執行役員
2002年 1月 インテュット株式会社 (現 弥生株式会社) 執行役員
2003年 3月 当社入社
2003年 7月 当社経営企画部長
2004年 4月 当社執行役員
2006年 4月 当社常務執行役員
2006年 6月 当社取締役最高財務責任者 (CFO)
2007年 7月 当社取締役グループ管理管掌
2010年 7月 当社取締役海外事業管掌 (現任)
2011年 4月 当社取締役専務執行役員 (現任)

取締役専務執行役員

山下 佳文

1992年 2月 当社入社
1997年 4月 当社業務部長
2001年 5月 当社執行役員CS事業管理室長
2003年 7月 当社常務執行役員制作統括
2011年 4月 当社専務執行役員 (現任)
人事統括、IT統括 兼 開発管理統括
2011年 6月 当社取締役人事・IT 兼 開発管理管掌 (現任)

取締役専務執行役員

一井 克彦

2004年 8月 当社入社
2004年 10月 当社CS事業担当部長
2005年 4月 当社執行役員CS事業戦略統括
2006年 4月 当社常務執行役員CS事業統括
2011年 4月 当社専務執行役員 (現任)
コンシューマエンターテインメント事業統括本部長、
CS事業統括 兼 CS開発統括
2011年 6月 当社取締役コンシューマゲーム事業管掌 (現任)

取締役

初野 純孝

1989年 12月 当社入社
1993年 4月 当社アミューズメント施設事業部長
1999年 6月 当社執行役員OP事業部長
2004年 7月 当社常務執行役員
2005年 6月 当社取締役
2006年 4月 当社取締役専務執行役員
2007年 7月 当社取締役
OP事業・AM事業 兼 P&S事業管掌
2010年 1月 当社取締役
AM事業・P&S事業・購買部・上野事業所 兼
筐体品質管理部管掌
2010年 4月 当社取締役アミューズメント事業・P&S事業 兼
生産統制部管掌
2011年 6月 当社取締役アミューズメント事業 兼 P&S事業管掌 (現任)

取締役

飛澤 宏

1997年 8月 当社入社
1998年 4月 当社経営企画部長
1999年 6月 当社執行役員CS国内販売事業部長
2001年 4月 当社常務執行役員
2005年 6月 当社取締役
2007年 7月 当社取締役海外事業管掌
2010年 7月 当社取締役特命事項管掌
2011年 4月 当社取締役アジア地域管掌 (現任)

社外 取締役



守永 孝之

松尾 眞

保田 博

取締役

保田 博

1957年 4月 大蔵省入省
1973年 11月 大蔵大臣秘書官
1977年 1月 内閣総理大臣秘書官
1988年 6月 大蔵省大臣官房長
1990年 6月 大蔵省主計局長
1991年 6月 大蔵事務次官
1994年 5月 日本輸出入銀行総裁
1999年 10月 国際協力銀行総裁
2001年 9月 関西電力株式会社顧問
2002年 1月 読売国際経済懇話会理事長(現任)
2002年 7月 日本投資者保護基金理事長
2004年 6月 株式会社資生堂社外監査役
2004年 8月 財団法人資本市場振興財団
(現 公益財団法人資本市場振興財団)
理事長(現任)
2007年 6月 当社社外取締役(現任)

注) 取締役 保田博、松尾眞および守永孝之の
各氏は、社外取締役です。

取締役

松尾 眞

1975年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)尾崎・
桃尾法律事務所
1978年 8月 アメリカ合衆国ニューヨーク州
ワイル・ゴツェル・アンド・マンジェス法律
事務所
1979年 3月 弁護士登録(アメリカ合衆国ニューヨーク州)
1989年 4月 桃尾・松尾・難波法律事務所設立。
同パートナー弁護士(現任)
1997年 4月 日本大学法学部非常勤講師
「国際取引法」担当
1999年 6月 日本ビクター株式会社社外監査役
2000年 6月 ピリンシステム株式会社社外監査役(現任)
2003年 6月 山之内製薬株式会社社外監査役
2004年 6月 同社社外取締役
2005年 4月 アステラス製薬株式会社社外取締役
一橋大学法科大学院非常勤講師
「ワールド・ビジネス・ロー」担当(現任)
2007年 6月 当社社外取締役(現任)
2008年 10月 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
社外取締役
2009年 6月 東レ株式会社社外監査役(現任)

取締役

守永 孝之

1964年 4月 日本輸出入銀行入行
1992年 4月 同行人事部長
1994年 4月 同行大阪支店長
1996年 4月 同行理事
1998年 9月 矢崎総業株式会社常務取締役
2000年 9月 同社専務取締役
2006年 6月 同社取締役副会長
2007年 6月 同社取締役相談役
2008年 6月 同社非常勤顧問
2009年 6月 当社社外取締役(現任)

監査役



家近 正直

松崎 彬彦

平尾 一氏

岩崎 吉彦

監査役(常勤)

平尾 一氏

1975年 4月 日立造船株式会社入社
1987年 4月 同社主事
1988年 6月 当社入社
1997年 4月 当社海外業務部長
1999年 7月 当社執行役員海外事業部長
2002年 10月 当社総務部長
2004年 4月 当社IR室長
2004年 6月 当社監査役(常勤)(現任)

監査役(常勤)

岩崎 吉彦

1979年 4月 国税庁入庁
1986年 7月 伊集院税務署長
1997年 7月 広島国税局徴収部長
1999年 7月 広島国税局調査査察部長
2003年 7月 国税庁長官官房企画官
2007年 7月 名古屋国税局総務部長
2008年 7月 税務大学校教頭
2009年 7月 金沢国税不服審判所長
2010年 7月 札幌国税不服審判所長
2011年 7月 税務大学校副校長
2012年 6月 当社社外監査役(常勤)(現任)

監査役

家近 正直

1962年 4月 弁護士登録(大阪弁護士会)
1981年 4月 大阪弁護士会副会長
日本弁護士連合会理事
1988年 3月 法務省法制審議会商法部会委員
1994年 6月 田辺三菱製薬株式会社社外監査役(現任)
1998年 6月 京阪電気鉄道株式会社社外監査役(現任)
2001年 4月 株式会社日本エスコン社外監査役(現任)
2002年 6月 当社取締役
2004年 6月 甲南大学法科大学院教授
2007年 12月 弁護士法人第一法律事務所代表社員(現任)
2008年 6月 当社監査役(現任)

監査役

松崎 彬彦

1968年 4月 警察庁入庁
1975年 2月 兵庫県警察本部警備部外事課長
1979年 5月 在タイ日本国大使館一等書記官
1988年 7月 鳥取県警察本部長
1993年 4月 長野県警察本部長
1996年 8月 中部管区警察局長
1997年 9月 財団法人日本道路交通情報センター理事
2002年 4月 警察共済組合監事
2003年 9月 警察共済組合理事
2005年 3月 株式会社紀尾井共済社長
2009年 7月 警察職員生活協同組合監事(非常勤)(現任)
2012年 6月 当社社外監査役(現任)

注) 監査役 岩崎吉彦、松崎彬彦の両氏は、
社外監査役です。